

営繕工事の情報共有システム活用要領

1 趣旨

営繕工事において、受発注者の業務効率化、目的物の品質確保を図るため、この要領を定め情報共有システムの積極的な活用を推進する。

2 対象工事及び業務

- (1) 鹿児島県土木部が所管する建築工事、設備工事及び業務のうち「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」若しくは「建築設計監理業務委託取扱要領」により積算を行った設計金額が10,000千円以上の工事又は業務を対象とする。
- (2) (1)の工事に係る工事監理業務委託及び(1)の工事に関連して発注者が指定する工事も対象とする。
- (3) 対象の工事及び業務であっても、インターネット環境が確保できない等、やむを得ない理由があると認められる場合に限り、受発注者協議の上、対象外とすることができる。
- (4) 対象外の工事及び業務であっても、受発注者協議の上、対象とすることができる。

3 情報共有システム

- (1) 情報共有システムは、「鹿児島県電子納品ガイドライン」及び「同運用の手引き」に定めたもので、ASP方式等とする。
- (2) 利用する情報共有システムのプロバイダは、受発注者協議の上決定する。
なお、発注者は、同一工区内で複数工事間又は、関連する業務間の情報共有が必要等の合理的な理由がない場合、受注者が希望するプロバイダの利用を妨げない。

4 システムに係る費用

- (1) 情報共有システムにかかる費用は見積等により算定し、工事においては共通仮設費に積み上げ、業務においては特別経費に積み上げる。
- (2) 2(1)及び2(2)とする場合は、変更の対象とする。

5 システム利用者等

- (1) 発注者のシステム利用者は、監督員又は調査員、総括監督員又は総括調査員に加え、処理状況や変更協議内容等を把握・共有するため、担当係長等を含めるものとする。
- (2) 受注者のシステム利用者は、現場代理人、監理技術者（主任技術者）、管理技術者に限らず、処理状況や変更協議内容等の確認体制を構築することを推奨する。

6 その他

- (1) この要領、「鹿児島県電子納品ガイドライン」及び「同運用の手引き」に定めのない事項については、受発注者が協議の上決定するものとする。
- (2) 2(1)及び2(2)について、発注者が指定する工事については、遠隔臨場の対象とする。

附則 この要領は、令和4年5月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。